

平成22年3月10日

各 位

会社名 興和紡績株式会社
代表者名 代表取締役社長 三輪 芳 弘
(コード番号 3117 名証・大証第1部)
問合せ先 代表取締役 常務執行役員 山 寄 正 夫
(TEL 052 - 963 - 3408)

当社完全子会社化のための定款一部変更及び 全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成22年3月10日開催の取締役会において、平成22年4月13日開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、種類株式発行にかかる定款の一部変更、全部取得条項にかかる定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記「1.(1)」において定義いたします。）の全部取得について付議することを決議いたしました。あわせて、本臨時株主総会と同日開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に、全部取得条項にかかる定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社完全子会社化のための定款一部変更

1. 定款の一部変更の件・1(種類株式発行にかかる定款一部変更の件)

(1) 定款変更の理由

当社の親会社である興和紡績株式会社（以下「興和紡」といいます。）は、平成21年12月25日から平成22年2月15日まで当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、平成22年2月16日付当社プレスリリース「親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、平成22年2月23日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式32,714,161株（当社の総株主等の議決権に対する割合：97.19%）を保有するにいたっております。

興和紡は、平成21年12月25日付で提出された公開買付け届出書及び平成21年12月24日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の別紙として添付されている興和紡の平成21年12月24日付「興和紡績株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」等で表明しておりますとおり、当社を完全子会社化することを企図しております。

当社としまして、平成21年12月24日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」及び平成21年12月25日付の意見表明報告書にてお知らせいたしましたとおり、昨今の一部事業の販売不振や受注競争の激化など、当社をとりまく経営環境が厳しさを増す一方で、資本市場に対する規制の強化により株式の上場コストが増大することが見込まれる事業認識の中で、中長期的な企業価値の増大を実現するには、マネジメント・バイアウトの手法により、興和紡が当社の全株式を取得することにより当社を非公開化することが、短期的な業績の変動に左右されることなく、実質的な所有と経営との一体化により機動的かつ大胆な事業遂行を可能とする最も有効な手段であると判断しております。

以上を踏まえ、当社は、以下の から の方法により当社が興和紡の完全子会社となることといたしました（以下「本完全子会社化手続」といいます。）。

当社定款の一部を変更し、普通株式に優先して残余財産の分配を受けられるA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社といたします。

上記 による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できる全部取得条項（会社法第108条第1項第7号の定めを指し、以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を100万分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

会社法第171条第1項並びに上記 及び による変更後の当社定款に基づき、当社は、株主総会の決議によって、株主の皆様から当社の全部取得条項付普通株式全てを取得し、当該取得と引換えに、当社は全部取得条項付普通株式の株主の皆様（当社を除きます。）に対して、当該取得の対価として、その所有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を100万分の1株の割合をもって交付いたします。この際、興和紡以外の株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、割当てられるA種種類株式が1株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第234条の定めにより、最終的には現金が交付されることとなります。

「定款の一部変更の件 - 1」は、本完全子会社化手続のうち上記 を行うものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記 は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記 を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、普通株式に優先して残余財産の分配を受けられるA種種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。なお、以下「定款の一部変更の件 - 2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」でご説明いたしますとおり、全部取得条項付普通株式の全部取得の対価はA種種類株式としております。

以上のように、「定款一部変更の件 - 1」は、本完全子会社化手続の として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の全部取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。なお、「定款一部変更の件 - 1」にかかる定款変更は、「定款一部変更の件 - 1」が本臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生ずるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、7,775万株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 6 条 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 当社の発行可能株式総数は、7,775万株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は、<u>77,749,950株</u>、第6条の2に定める内容の株式(以下、「A種種類株式」という。)の発行可能種類株式総数は、<u>50株</u>とする。</p> <p>第 6 条の2 A種種類株式) 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下、「A種株主」という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(以下、「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき1円(以下、「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p>
<p>第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、普通株式については1,000株とし、A種種類株式については1株とする。</p> <p>第 14条の2 種類株主総会) (1) 第14条、第15条、第17条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 (2) 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 (3) 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>

2. 定款の一部変更の件 - 2(全部取得条項にかかる定款一部変更の件)

(1) 定款変更の理由

上記「定款の一部変更の件 - 1」でご説明しておりますとおり、当社が興和紡の完全子会社となることによって当社の株式を非公開化することが、当社経営陣による機動的かつ大胆な事業遂行を担保することになり、中長期的な企業価値の増大を実現するために、最も有効な手段であると判断しております。

「定款の一部変更の件 - 2」は、本完全子会社化手続におけるとして、「定款の一部変更の件 - 1」による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式の全てに全部取得条項を付して、これを全部取得条項付普通株式とする旨の定めを設けるものであります。

また、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、「定款の一部変更の件 - 1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を100万分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものであります。かかる定款の定めにしたがって当社が株主総会の決議により全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合に興和紡以外の株主の皆様へ交付するA種種類株式の数については、1株未満の端数となる予定であります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであり、「定款の一部変更の件 - 1」にかかる変更後の定款の一部を更に追加変更するものであります。なお、「定款の一部変更の件 - 2」にかかる定款変更は、「定款の一部変更の件 - 1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」が原案どおり承認可決されること並びに本種類株主総会において「定款の一部変更の件 - 2」の追加変更案と同内容の変更案の議案のご承認が得られることを条件として、平成22年5月19日にその効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

「定款の一部変更の件 - 1」による変更後の定款	追 加 変 更 案
(新 設)	第 6 条の3 全部取得条項) 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種類株式を100万分の1株の割合をもって交付する。

全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款の一部変更の件 - 1」及び「定款の一部変更の件 - 2」でご説明しておりますとおり、当社が興和紡の完全子会社となることによって当社の株式を非公開化することが、当社経営陣による機動的かつ大胆な事業遂行を担保することになり、中長期的な企業価値の増大を実現するために、最も有効な手段であると判断しております。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、本完全子会社化手続における として、会社法第171条第1項並びに「定款の一部変更の件 - 1」及び「定款の一部変更の件 - 2」による変更後の当社定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに以下に定めるとおり、株主の皆様（当社を除きます。以下本「1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由」において同様とします。）に対し取得対価を交付するものであります。

かかる取得対価としては、「定款の一部変更の件 - 1」における変更後の定款により設けられるA種類株式とし、「定款の一部変更の件 - 2」による変更後の当社定款規定第6条の3に定めるとおり、全部取得条項付普通株式1株につき、A種類株式を100万分の1株の割合をもって交付させていただきます。この結果、興和紡以外の各株主の皆様に対して取得対価として割当てられるA種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。このように交付されるA種類株式の数が1株未満の端数となる株主の皆様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下の端数処理がなされたのち現金が交付されることとなります。

当社では、「全部取得条項付普通株式の取得の件」が本臨時株主総会において承認可決され、全部取得条項付普通株式の取得の効力が生じた場合に、株主の皆様が割当てられることになる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、個々の株主の皆様が割当てを受ける端数の比率に応じて、売却代金を交付する予定です。）に相当する数のA種類株式について、会社法第234条第2項に基づき裁判所の許可を得たうえで、興和紡に対して売却することまたは会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。この場合のA種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が保有する当社普通株式数に630円（興和紡が本公開買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに「定款の一部変更の件 - 1」及び「定款の一部変更の件 - 2」による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日(下記(2)において定めます。)において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式の株主(当社を除きます。)の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を100万分の1株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成22年5月19日といたします。

(3) その他

本件に定める全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款の一部変更の件 - 1」及び「定款の一部変更の件 - 2」が原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款の一部変更の件 - 2」の追加変更案と同内容の変更案のご承認が得られること、並びに「定款の一部変更の件 - 2」にかかる定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が発生するものといたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任いただきたく存じます。

3. 上場廃止

本臨時株主総会において「定款の一部変更の件 - 1」、「定款の一部変更の件 - 2」並びに「全部取得条項付普通株式の取得の件」が承認可決され、本種類株主総会において「定款の一部変更の件 - 2」の追加変更案と同内容の変更案のご承認が得られた場合には、当社普通株式は、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、平成22年4月13日から平成22年5月13日まで整理銘柄に指定された後、平成22年5月14日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所及び名古屋証券取引所において取引することはできません。

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日公告	平成22年2月17日(水)
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日	平成22年3月 3日(水)
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成22年3月10日(水)
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の開催	平成22年4月13日(火)
種類株式発行にかかる定款一部変更（「定款の一部変更の件 - 1」）の効力発生日	平成22年4月13日(火)
当社普通株式の名証・大証各一部における整理銘柄への指定	平成22年4月13日(火)
当社普通株式の名証・大証各一部における売買最終日	平成22年5月13日(木)
当社普通株式の名証・大証各一部における上場廃止日	平成22年5月14日(金)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付にかかる基準日	平成22年5月18日(火)
全部取得条項にかかる定款一部変更（「定款の一部変更の件 - 2」）の効力発生日	平成22年5月19日(水)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成22年5月19日(水)

以 上